

平成28年経済センサス-活動調査（確報集計）

平成30年6月28日公表
徳島県政策創造部統計データ課

結果の概要（徳島県）

経済センサス-活動調査（確報集計）による平成28年6月1日現在の本県の総事業所数は37,021事業所（全国の0.7%）となっており、平成24年2月1日現在に比べ2,196事業所（5.6%）減となっている。

従業者数については301,688人（全国の0.5%）となっており、4,376人（1.4%）減となっている。

○事業所数及び従業者数

	事業所数			従業者数(人)		
	平成24年	平成28年	増減率	平成24年	平成28年	増減率
徳島県	39,217	37,021	△5.6	306,064	301,688	△1.4
全国	5,768,490	5,578,975	△3.3	55,838,266	56,872,826	1.9
構成比(%)	0.7	0.7		0.5	0.5	

1 事業所に関する集計

(1) 産業大分類別（表1）

産業大分類別に事業所数をみると「卸売業、小売業」が9,451事業所（全産業の26.4%）と最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が4,515事業所（同12.6%）、「生活関連サービス業、娯楽業」が3,519事業所（同9.8%）などとなっている。

従業者数をみると「卸売業、小売業」が61,279人（同20.3%）と最も多く、次いで「医療、福祉」が53,592人（同17.8%）、「製造業」が51,966人（同17.2%）などとなっている。

1事業所当たり従業者数をみると「電気・ガス・熱供給・水道業」（30.6人）が最も多く、次いで「製造業」（19.3人）などとなっている。一方「不動産業、物品賃貸業」（3.1人）が最も少なく、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」（3.5人）などとなっている。

売上高は「製造業」が1兆7,858億円と最も多く、次いで「卸売業、小売業」が1兆7,282億円などとなっている。

(2) 経営組織別（表2）

経営組織別に事業所数をみると「個人経営」は15,375事業所（事業所全体の42.9%）「法人」は20,249事業所（同56.5%）、うち「会社」は16,562事業所（同46.2%）となっている。

従業者数をみると「個人経営」は38,507人（従業者全体の12.8%）、「法人」は262,282人（同86.9%）、うち「会社」198,403人（同65.8%）となっている。

(3) 市町村別 (表3)

市町村別に事業所数をみると、徳島市が14,902事業所(事業所全体の40.3%)と最も多く、次いで「阿南市」が2,986事業所(同8.1%)、「鳴門市」が2,756事業所(同7.4%)などとなっている。

従業者数をみると「徳島市」が126,691人(従業者全体の42.0%)と最も多く、次いで「阿南市」が29,603人(同9.8%)、「鳴門市」が22,548人(同7.5%)となっている。

(4) 都道府県別 (表4)

徳島県の事業所数が全国に占める割合は0.7%で全国44位、従業者数は0.5%で同じく全国44位となっている。

2 企業に関する集計 (表5)

本県に本所がある企業等の数は27,936企業となっており、2,225企業(7.4%)減となっている。売上高は4兆1,272億円、付加価値額は1兆246億円となっている。

利用上の注意

1. この「結果の概要」は、新たに公表した確報集計結果に基づき作成したものであり、平成29年5月に公表した速報集計結果とは異なる場合がある。
2. 調査は、以下に掲げる事業所を除く国内全ての事業所・企業について行った。
 - ① 国及び地方公共団体の事業所
 - ② 日本標準産業分類大分類A－「農業，林業」に属する個人経営の事業所
 - ③ 日本標準産業分類大分類B－「漁業」に属する個人経営の事業所
 - ④ 日本標準産業分類大分類N－「生活関連サービス業，娯楽業」のうち、小分類792－「家事サービス業」に属する事業所
 - ⑤ 日本標準産業分類大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所
3. 表において、「28年」は平成28年経済センサス - 活動調査（平成28年6月1日現在）、「24年」は平成24年経済センサス - 活動調査（平成24年2月1日現在）の集計結果である。
4. 売上（収入）金額、費用等の経理事項において、「28年」は平成27年1年間、「24年」は平成23年1年間、経営組織、従業員数等の経理事項以外の事項において、「28年」は平成28年6月1日現在、「24年」は平成24年2月1日現在の数値である。
5. 売上（収入）金額は、以下の産業においては、事業所単位の把握は行っていない。

「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業，郵便業」、「金融業，保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」
6. 売上（収入）金額等、一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計した。
7. 売上（収入）金額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。
8. 調査票の欠測値や回答内容の矛盾などについて精査し、平成24年経済センサス - 活動調査、平成26年経済センサス - 基礎調査及び報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。

9. 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。

該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「-」とした。また、数値がマイナスのものは「▲」で表した。

用語の解説

1. 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

2. 従業者

当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

3. 事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として平成27年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。なお、速報集計においては、原則として大分類に基づき分類している。

4. 経営組織

・ 個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

・ 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

・ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本で登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

・ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

・ 法人でない団体

法人格を持たない団体をいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

5. 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を営んでいる場合は、それらはまとめて一つの企業等となる。

具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等としている。

6. 会社企業

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業としている。

7. 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として企業全体の平成27年1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により分類している。なお、速報集計においては、原則として大分類に基づき分類している。

8. 売上（収入）金額

商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含まない。なお、「金融業、保険業」の会社、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

9. 付加価値額

付加価値とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できる。本調査においては、以下の計算式を用いている。

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{売上高} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課} \\ \text{費用総額} &= \text{売上原価} + \text{販売費及び一般管理費} \end{aligned}$$

なお、本調査の付加価値には、国民経済計算の概念では含まれている国内総生産の項目のうち、以下は含まれていない。

固定資本減耗、雇主の社会保険料負担分、持ち家の帰属家賃、研究開発費、農林漁家、公営企業及び政府サービス生産者の付加価値 等